

大阪の部落史 通信 8

発行 大阪の部落史委員会
〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL 06-568-3072 FAX 06-568-0714

記事

- 史料紹介～和泉市議会所蔵関係資料(1)
- ～河内国燈油村関係文書の概要 ..(3)
- スポット～「自治体史編纂と部落問題」で
意見交換.....(5)
- 各地区の部落史研究～浪速(5)
- 図書紹介～『大阪市東住吉区 矢田部落
調査報告』(6)
- ～『被差別部落の民俗伝承』(8)

史料紹介

和泉市議会所蔵関係資料

渡辺 俊雄 (部落解放研究所)

今回、和泉市議会で調査した資料は、内容のうえでは以下の五種類に整理できる。

① 南王子村議会議事書類綴

一九二二年以降 (18冊)

② 八坂町議会議事書類綴

一九四三年以降 (19冊)

③ 信太村議会議事書類綴

一九〇一年以降 (37冊)

④ 伯太村議会議事書類綴

一九一七年のみ (1冊)

⑤ 和泉市議会議録

一九五八年以降 (49冊)

周知の通り、旧南王子村は近世から一村独立で、近代に入っても単独で行政村を維持した。一九四三年には八坂町と改称するが、一九六〇年に和泉市に合併するまで、やはり単独の行政村だった。

信太村は南王子村の北側に、また伯太村は南側に隣接し、両村とも多くの南王子村民が転入していった。近代の南王子村の歴史は、こうした

隣接する村々を視野に入れなければ、理解できない。

二

例えば、伯太村の一九一七年『議事書類綴』に含まれている一九一六年の「事務報告書」には、すでに「隣村より非住入籍をなすもの多きを以て現住戸数四二二戸に過ぎざるも総戸数は七百を算するに至る」とある。

本籍を形式的に隣村に移すことで、部落出身であることからくる不利益を振り払おうとする意図がうかがえる。

ほぼ同じ頃、一九一八年の信太村『議事議案録綴』に綴じられている一九一七年「事務報告」にも、「隣村南王子村民の仮転籍、寄留等の事務益々多きを加ふるに至れり」との記載がある。信太村へは、実際にかんり転籍があったと考えられる。

信太村のうち、南王子村民が転入して住み付いた地域には、もともと信太村の村民が住んでいた。しかし

信太村村民は、南王子村民が住むようになった地域を元来の字名とは違う名称で非公式に呼んだ。その差別的な地名は、信太村の公文書にも使われた。

こうした隣村への転出は、税金などは伯太村や信太村に入りながら、教育や環境改善の施策など実際の負担は南王子村が背負うという、南王子村にとって必ずしも芳しい結果を生まなかった。

また南王子村および信太村の住民には、在日朝鮮人が含まれる。この地域一帯に朝鮮人が定住し始めた時期や事情については、まだほとんど解明されていない。別の資料(大阪府「昭和八年度 朝鮮人に関する統計表」)によれば、信太村と南王子村にはすでに二四八戸、六八九人が住んでいた。

信太村の一九三七年度・三八年年度の『議案会議録綴』にある一九三六年「事務報告書」では「朝鮮人及びその他寄留者の急増」によって村の

衛生状態が悪化していると記載されている。なお南王子村の村会議員選挙では、少なくとも一九三七年（一名）と四二年（三名）に朝鮮人が当選しているし、一九三七年には村の学務委員三名のうち一名に朝鮮人が選ばれていることが、一九三七年『議事書類綴』から判明する。

三

ところで南王子村・信太村の『議事書類綴』には、ほぼ毎年の予算書と決算書が残っており、財政状況を追うことができるし、両村における同和事業、特に昭和恐慌期以降の地方改善応急施設の様子、例えば奨学金の支給、村営銭湯の改修、公道会への補助、村立託児所の建設、といった地方改善事業の具体的な姿をうかがうことができる。

さらに、毎年とはいかないが、やはり両村とも特別税戸数割を村民に賦課する際の資力調査があり、村の階層構造、個人（戸主）の階層移動を分析することも可能で、南王子水平社や青年団の主だった活動家の村内での階層を特定することもできそうだ。信太村については、村内の部落と部落外の住民との比較も可能になる。

なお南王子村では一九三七年以降、戦死者の村葬が執行されるようになり、資料で確認できるだけで八名が確認できる。さらに一九三八年二月には「自治報國に関する宣言」を決議するなど、南王子村が戦時体制に深く組込まれている様子がうかがえる。現在地域内には、戦後建てられた忠魂碑があり、その裏面には第二次大戦中に死亡した人びとの名前が刻まれている。

信太村の『議事書類綴』を追うと、一九一六年（状況並意見書）には硝子珠製造が農家副業の「本村特殊産業」として活況を呈していること、一九一八年には信太村で天然痘が発生したが、村内の隔離病舎が不完全なために南王子村の避病舎に収容したことが、一九三四年には南王子村で腸チフスが大発生したことなどが読み取れる。この年、南王子村では伝染病予防費を捻出するために村債を起し、仮設の隔離病舎を増築している（一九三四～三五年『議事書類綴』）。

なお信太村の一九三一年『議事書類綴』には大阪府内務部の「貴族院多額納税者議員互選資格者調」が綴られているなど、戦前の南王子村・信太村の『議事書類綴』には、まだ

まだ貴重なデータが埋れていると思われる。

戦後についても、合併までの八坂町・信太村の予算と決算を集計することが可能であるが、戦後は税制が変わっているから、戦前のように村の階層構造がうかがえる資料は見当たらない。

また事務報告書を追うと、両村の人口変動を追跡することが可能である。なお信太村の一九五一年「事務報告」によれば、小学校の教員に朝

鮮人講師が一名採用されている。一九五八年当時、同村では朝鮮籍四五五人、韓国籍三九人の外国人登録がされている。

四

戦後の両町村にとって恐らく最大の問題だったのが、町村合併であったろう。特に信太村議会の資料には、貴重な資料が数多く残されている。合併の経過を概略で追えば、次の通りである。

一九五三年に町村合併促進法が成立したのを受け、大阪府は町村合併促進審議会を設置し、翌五四年に答申を出した。この時の大阪府の答申は、八坂町・信太村が泉大津市・高石町・和泉町・忠岡町と合併する、いわゆる六市町村合併だった（大阪府の動きなどについての以下の記述は、服部敬一「町村合併促進法と忠岡町」『忠岡の歴史』1号、を参照した）。しかし、信太村議会は七月二十日に、暫定的に泉大津市・高石町・八坂町との四市町村合併を決議する。ところが同年十二月、信太村長は別の合併案を議会に提出する。

町村合併促進法に準拠して信太村を廃し分割の上市町村合併



をなすものとする。

但し本件実施の期日及び分割合併の区域は財産処分その他法令の定めるところによって本件執行上必要な諸条項を別途議決のときに議決することとする。

この議案は、審議未了となる。これは明らかに信太村のうち旧八坂町住民が多く住む地区を排除・切り捨て、それ以外の地区が合併を進めようとするものであった。それは村長の独断というよりは、部落外の村民あるいは村会議員の意向（差別）を反映したものだっただかもしれない。

一九五七年に至り、大阪府はあらためて前述の六市町村から和泉町を除いた五市町村合併を勧告する。すでに一九五六年、和泉町は他の六カ村と合併して和泉市を誕生させていたからである。

しかしここでも議会内部は、泉大津市・八坂町・信太村の三者合併を支持する議員と、高石・忠岡を含む五市町村合併を支持する議員とが対立する。

翌五十八年になると、対立の構図は泉大津市への編入派と高石町への編入派となり、村議会で二つの異なる

った決議がなされる事態となる。泉大津の市長はこの前者の合併案には積極的だったことがうかがえる。

大阪府は村内の対立を收拾するために乗り出し、結局、八坂町・信太村が和泉市と合併することで推移し、この合併が一九六〇年に実現する。

五

和泉市議会の会議録については、まだ詳細に検討していない。財政的にも貧弱な八坂町が近隣の市町村と合併していくことは時代の趨勢であ



河内国燈油村関係文書の概観

尾崎 安啓 (寝屋川市教育委員会)

寝屋川市教育委員会では、『寝屋川市史』編纂のために市内各所の旧家などを対象に古文書史料の調査を行い、所蔵者の許可が得られた場合は、目録の作成・マイクロフィルムによる撮影という作業を実施している。このような作業の一つとして今年度実施したものに「北田清一郎家文書」がある。今回この「文書」について史料紹介をする機会を与えられたの

った。しかし、差別の結果とはいえず、単独で独立した自治体を形成した時代と異なり、合併後の和泉市では被差別部落は文字通り少数派となる。議会の内部でも、部落出身議員の活躍にもかかわらず、数の上では少数であることは変わらない。

一九六五年以降は共産党議員による同和行政全般に対する批判が活発になることは、他の市町村と同様である。ただ、そうした批判の中には、本来は同和行政が一般行政とあるべき関係を実現し、また解放運動が市民運動として成熟していくうえで

避けられない、議論もあつただろう。残念ながら、そうした批判の多くが共産党の側から、解放同盟への意図的な攻撃として行なわれたために反発も強かった。そのことが、本来あるべき姿へと改善する努力を遅らせる結果となった側面も強いだろう。こうした事態も、冷静かつ客観的に歴史の総括を受ける時期に来つつあるように思う。

最後になつたが、資料閲覧の便宜を図っていただいた和泉市議会の事務局にお礼を申し上げたい。

いえる性格の「北田文書」には、被差別部落に関する記述が散見される。燈油村は、文書中にしばしば「本郷」「本村」と記載され、それに対応する形で「枝郷」「駒池村」等と記されているのが、被差別部落にあたる。この地域の部落史については、寝屋川市史の専門委員でもある中尾健次氏が一九八八年に同地区の人々と共同して『今、翔くとき 被差別

部落 駒池のあゆみ』という冊子を
通じて執筆されており、その執筆過
程においても同文書を使用しておら
れるので、部落史という観点に絞ら
ずに気づいた点を何点か紹介する形
をとりたい。

「北田文書」は、全体で四一〇点
を数え明治期の証書類の綴一点を除
けば、すべて「状もの」である。江
戸時代の村文書のありようとして、
当然に多くの冊子が作成されたこと
が推測されるが、何らかの理由によ
り「状もの」だけが伝わったのであ
ろう。

江戸時代の文書は二九六点あり、
全体の約七二パーセントを占めてい
るが、この時期は村庄屋であった飯
田定右衛門宅に伝えられていたもの
と推測できる。続く明治期は、戸長
を勤めた家に伝えられていたものと
考えられ、さらに現在の北田家に伝
えられた。

江戸時代の庄屋と明治期の戸長が
同じ家ではない場合は、それぞれの
家に各々が「村の長」を担当した時
期の文書が分散しているケースが寝
屋川市内では多いが、この村の場合
はきちんと引き継がれており「村文
書」が「個人または家のもの」では
なく、「村のもの」とするはじめがあ

ったことを想像させる。

「北田文書」でもっとも古い文書
は、寛文二年の免定で、以降年貢の
免定はよく残っている。支配の面か
ら免定を見ると寛文二年・五年のも
のは差出人が「壱岐」となっている。

これは大坂西町奉行彦坂九兵衛（壱
岐守）重治のことで、燈油村が大坂
西町奉行「役知」であったことを表
している。また同村は元禄七年から
は小田原藩領となり、免定の上から
も差出人が小田原藩の郡奉行の名前
であることから確認できる（享保期
の差出人河野氏・酒井田氏が享保九
年の小田原藩「順席帳」に郡奉行で

記載。『小田原市史 史料編近世一』
参照）。以後、近隣の茨田郡・讚良郡
の三六〇〇石余が幕府に上知を命じ
られた時にも交野郡の同村他は除外
され、幕末まで小田原藩領として続
いた。

村役人の側から見ると、同村飯田
定（貞）右衛門は代々庄屋役を勤め
たが、同時に「中庄屋格」としても
文書に登場しており、交野郡に点在
する小田原藩領村々の様々な事項の
処理にあたってることがわかる。
小田原藩は郡奉行の領地管理におけ
る末端機構に在地の者をあてていた
ことは、前述の「順席表」に次のよ

うにあることから明らかである。

米六拾石	河内	仕送之者六人
拾石三人	秦村	西島四郎兵衛（現寝屋川市）
同断	春日村	河竹給右衛門（現枚方市）
同断	田井村	皆見仁右衛門（現寝屋川市）
同断	池田川村	喜多仁兵衛（現寝屋川市）
同断	平池村	本多平兵衛（現寝屋川市）
同断	森村	向井十郎兵衛（現枚方市）

これに見える者の内何名かは、現
在も子孫がおり、代々庄屋役等を勤
めた家柄であることから見ても、藩
の政策で在地の代官的な者を登用し
ていたことがうかがえる。このよう
なことから藩領飛び地における在地
支配のあり方を考える上で貴重な史
料であり、単に一村の事情のみなら
ず交野郡全域の村についても情報を
提示する広域的な史料である。

また、天保八年頃から発生する「村
方帳面出入り」の存在は、代々中庄
屋役を勤めた飯田定右衛門が、世襲
させようとした息子幸五郎への相続
がスムーズに村から認められず、勘
定出入りの形をとって「村方騒動」へ
と発展していった経過が見てとれ、
長年続いた本村役人の家の衰亡と新
勢力の台頭が顕著になってくる。
幕末期に何点か集中する皮田甚兵

衛への畑地等の譲渡証文は村での勢
力地図の変化を物語っており、やが
て代々続いた庄屋役の家から明治期
の戸長の家への「村長」交代の動き
となっていくことが見てとれる（た
だしこれは「明治期の戸長の家」の
文書が幕末期分から流入してくるこ
とに原因し、この考えはさらに一考
の余地がある）。

他にも個々には、土砂留普請場一
件や交野郡における酒造業に関する
史料、「草場権利」の文書、「夙」の
問題など紹介したい点が多数ある
こととする。なお、「北田文書」は前述
の中尾委員を中心に『寝屋川市史』
の中で部落史についての編纂史料と
なり、また近世史の史料としても市
内有数の史料として活用される予定
である。稚拙な文章で、十分意を尽

くせたとはいえないが読者のご叱正をいただければ幸である。

スポット 「自治体史編纂と部落問題」で意見交換

一〇月三十一日、大阪府市長会により、同和対策担当者と自治体史編纂関係者が「自治体史編纂と部落問題」をテーマに学習する機会が作られた。報告者は渡辺俊雄・部落解放研究所客員研究員で、各市町村史中の部落問題の扱われ方をまとめた『大阪の部落史を考える』部落解放研究所編)をもとに報告がなされた。その概要は以下の通りである。

第一に、各市町村史の中の部落関係史料掲載状況として、松原市(更池村文書)、和泉市(奥田家文書)、熊取町(中家文書)等ではまとまった部落史関係史料が掲載されており、高槻市等でも比較的史料が掲載されている。あるいは直接、部落史ではないが衛生問題等の興味ある史料が掲載されている自治体もあり、吸収していかねばならない点が多くある。しかし、全般的にいえば、部落史への触れ方は弱く、近代ではその傾向がより強くなっているのではないか。

第二に、史料保管の問題では、各市町村史の編纂時期にも影響しているが、収集史料の保管・利用状況にバラツキがある。部落史関係史料にとどまらず、例えば行政史料、議会議事録・議事関係書類(特に市町村合併前のもの)などの基本的資料にしても、その保管状況の差は著しい。行政内部における公文書そのものの意義・位置づけの問題と、文書館設置の必要性が訴えられた。

第三に、部落史を市町村史に位置づける意義として、①直接、部落に關係した史料が位置づけられることは当然のこととして、さらに②部落を取り巻く社会の仕組み、取組み、意識(例えば『枚方市史』九巻に掲載された庄屋の日記)が位置づけられること、③部落史だけでなくさまざまな民衆史(地域史)が位置づけられること、④こうした歴史全体の中に落が位置づくこと、が指摘された。

第四に、これからの課題として、先にふれた①史料保管・利用、②実際の史料編纂にあたっての部落や部落以外の被差別民に関する地名・人名・身分名称等の記載、古地図等の扱いなどについて、避けて通るのではなく、関係者が集まり継続的な協議・討議する場を設け、部落差別撤廃に役立つ具体的な方向性を追求していくことが述べられた。

各地区の部落史研究

「浪速地区の歴史」編纂委員会

浪速地区は、人権博物館「リバイイとおさか」があり、多くの方が見学のために、地区の中を歩いているという事は、全国的に「注目」されている地区だといえます。

「リバイイとおさか」にも、「渡邊村と太鼓」のビデオコーナーや、前身である「栄小学校」のコーナーも

あります。しかし、地元では、地区の歴史・文化を明らかにする作業は、「摂津役人村文書』『浪速の教育のあゆみ』等の発行をしていますが、総体的には遅れていました。また、これまでも、リバイイとおさか・部落解放研究所・大阪市教育センター等が浪速地区の歴史・文化を調査・研究されていました。浪速地区としては、その場限りになり系統だった歴史資料として活用することができていませんでした。

この反省の上たつとともに、浪速地区の部落差別の歴史と実態を明らかにし、部落解放運動の第一線を担ってきた多くの先輩たちの「闘い」の歴史と遺産を正しく伝えていくことを目的として、「浪速地区の歴史」編纂委員会が一九九六年九月に発足しました。

部落解放運動の中で「原点にもどる」「初心に返れ」とよくいわれれますが、「運動の原点」「初心」というのは、いつ、どこに、あるのかを明らかにする作業を進めていかなければと考えています。

どの地区でもそうだと思いますが、地区の中に資料記録が残っていません。浪速地区でも空襲で焼けた

という事情もありますが、「見たり」「聞いたり」「考えたり」したことを残しておく手立てが無かったこと、そのことが部落差別の表れであり、記録として残していく力をつけることが大きな「闘いの一つ」であると位置付けています。

① 渡邊村（浪速の部落）が、現在の浪速町の地に定着するのは、江戸時代の中ごろで、渡邊村は座摩神社（浪速神社）と共に時の権力者によって数回にわたる強制移転をさせられ、一七〇〇年に現在の浪速地区に定着した。江戸時代は諸国の皮革の集荷・加工・販売を行う一大生産地であり、豪商もでていた。

② 一八七一年「解放令」が出される四年前一八六七年に渡邊村から「穢多」の二字の削除を、ご用金の納入にあたり嘆願した。

③ 一八七二年、学制がしかれる一年前から学校建設を願い出、栄小学校の前身である西大組第二二区小学校を三年がかりで部落民自身の積み立てた金で建設した。当時、日本の三校の一つといわれた立派な学校であった。

④ 一八八一年頃、自由民権運動家

の中江兆民が浪速（西濱）の部落に住み共に部落差別解消の運動を行った。

⑤ 一九二二年八月五日、水平運動に反対する資本家・地域ボス・融和主義者との対立の中で西濱水平社を創立した。

⑥ 一九二四年、全国水平社の本部が西濱におかれた。

⑦ 一九四七年、部落解放委員会浪速支部が結成された。

⑧ 文化・生活面においては、皮なめし・太鼓・靴等々皮革の町であった（それにとりまなう高等技術を要したこと）。

⑨ 戦前、座摩神社（浪速神社）の夏祭りには、大阪でも有数の「ふん太鼓」が八台あり部落外の多くの人々が見学に来た。

などが、明らかに、特筆すべきこととして、

・ 最近、特に和太鼓が、部落の外を問わず、注目されていますが、太鼓一つとってみても、まさしく部落民の手で作りあげられてきたものであり、その中心地であったこと。

・ 素晴らしい学校を自らの手で建設したことをみても、「教育」に対する関心が高かったこと。

・ 自由民権運動との関わりがあったこと。

たこと。

・ 上層（資本家、地域ボス）との対立の中から全水運動が生まれてきたこと。

などが、あげられます。これらは一般的な歴史やマスメディアでも、とりあげられても、おかしくないものであるにもかかわらず、一切、無視（抹殺）されています。

しかし、差別をしても当たり前という社会意識の時代のなかで、先輩たちは一切の差別と闘い生きました。

その先輩たちの『素晴らしさ』（「やさしさ」・「すごさ」・「したたかさ」・「逞しさ」）に光をあて、自分たち自身の部落に対する「マイナスイメージ」（例えば、毎日の通学で家から最も近いJR芦原橋駅で電車を降りることができず隣の駅で降りる高

校生）を「プラスイメージ」に変えて、部落民としての誇りと自覚を持ち、浪速に生まれて良かったと胸を張って生きていくことの大切さと、さらに部落の外に対しては、社会意識として存在する差別観念を払拭させていくものを作りあげていきたいと考えています。

このため今後、各地に散在する資料収集・施設見学活動、収集した資料のパネル・スライド化、浪速地区の歴史年表の作成、歴史冊子の発行、将来は資料の展示も考えています。

現在、資料収集のため各地へ行く予定をしています。どのような情報・資料でも結構ですのでご連絡をお願いいたします。

（浪速地区の歴史）編纂委員会事務局 局長 渡邊 実

図書紹介 「大阪府東住吉区 矢田部落調査報告」

大阪の部落史研究と実態調査の先駆け

里上 龍平（大阪の部落史委員会事務局）

一九七〇年代から八〇年代にかけて、大阪府下の多くの被差別部落でそれぞれの部落の歴史が編まれた。それらの大部分は研究者の指導や助力をえてはいるが、編さんの目的は

自分たちの部落の歴史を調べ編さんする作業によって、自らの部落民としての自覚を持ち将来への展望を開くところにあった。ところで、ここに紹介する『大阪

市東住吉区矢田部落調査報告(一九六三年三月 大阪府同和問題研究会発行)は、上記の各地区の「部落の歴史」に十数年先んじて発行されたもので、聴取調査が主体となっているといえ、大阪の部落史研究および部落の学術調査の先駆をなすものといえる。

本書で報告されている調査は、一九六〇年八月に、大阪府同和問題研究会の委嘱により大阪府同和事業促進協議会が主体となつて、数名の研究者の指導の下に近畿の各大学の部落問題研究会のメンバーの協力で行われたもので、調査表にもとづいた個別の聴取によつたものである。本調査は約六〇〇戸の悉皆調査を目ざしたが、理論的・技術的制約から聴取ができたのは五分の三にとどまつたという。

調査団は歴史分科会、経済構造分科会、医療分科会、社会意識分科会に分かれて調査・分析に当たり、報告書作成を行った。

本報告書は、以下のように歴史と現状分析の二部から成っている。

前篇 矢田部落の歴史

- 第一章 矢田部落の経済的変遷
- 第二章 矢田部落の階層構成と政治構造

政治構造

後篇 矢田部落の現状

- 第一章 矢田部落の概況(人口、職業、所得)
- 第二章 経済構造階層別分析(事業所、賃労働者、小営業、家内労働人内職従事者、被救恤層と有病世帯)
- 第三章 高利貸の吸着

次に、それぞれの章の内容を簡単に述べる。前篇第一章は、部落の経済史である。矢田部落の起源は一七〇四(宝永元)年の大和川付替の際にできた新田部落に求められる。そして時代の経過にしたがつて高持と水呑の区別ができてくる。さらに幕末には商人・高利貸の地主化と無高水呑層が激増した。

明治に入つて、小作だけで生活していけなかつた多くの部落民は、近世からの余業である草履・雪駄表の製産に従事した。また明治末から一部では膠生産もみられたが、いずれも大正期に衰退していった。部落産業の衰退によつて働き口を失つた部落の過剰労働力は、第一次世界大戦をきっかけとする大阪経済圏の発展の影響でほんの一部は賃労働として雇用されていたが、大部分は雑多な「力役」に向かい、さらに大正末期から青物行商をはじめとする雑業(藁細工、刷子、打抜皮細工など)に従事せざるをえなかつた。

ついで戦時体制下では、整理統合された小営業や行商から追い出された多くの部落民は、軍需工場の臨時雇・微用工などになつていった。しかし、敗戦後、企業整理によつて臨時工・微用工は解除され、多くの部落民は再び金属交換などの雑業に従事せざるをえなくなる。前篇第二章は、その経済過程にもとづく階層分化が村の政治にもたらした階層(階級)対抗をとりあげている。それによれば次の画期と特質を指摘できる。

- 第一の画期 一九〇二年頃の共同浴場の設立。地主・履物問屋と小作人・職工の対立期。
- 第二の画期 一九一八年米騒動。商業高利貸・寄生地主と土工・日雇・小作人の対立期。
- 第三の画期 一九二一年前後の寺騒動。商業高利貸と寄生地主の抗争、商業高利貸の勝利。
- 第四の画期 一九三五年頃の風呂騒動。商業高利貸と行商・土工の対立。

一九三四年に矢田水平社が創立され、トラホーム診療所の設置要求運動や村政改革運動を行つていく。

後篇の現状分析は、矢田部落の経済構造(すなわち差別の実態)を事業所、小営業者、家内労働(内職従事者)、被救恤層(生活保護世帯)と有病世帯の五つの階層に分類して、それぞれについて雇用関係、労働・仕事の種類、労働時間、労働条件、所得、家計構造などについて、調査結果を統計処理した表や図を豊富に用い、聴取やケーススタディなどを生かしながら、詳細かつ克明に分析している。

そして、分析結果から、職業および就業構造の特徴として、雑業化、高い有業者率、職業の流動性をあげ、また所得については低所得世帯の堆積、複合的な家計構造、低所得業者の集積、潜在的失業者の再生産を指摘している。

最後に矢田部落の市民的権利要求がこの時点では、主として社会保障的な性格をもつとしながらも、その要求が社会保障制度の枠内で解決することができないほど、深刻で広範な性格をもっている、と述べて調査の締めくくりの一つとしている。

以上、本書を概観したが、一部に

「身分差別」の語がみられるが、本書はおおむね、部落差別を経済構造では日本資本主義の矛盾からとらえ、成功していると思う。

ただ、本書に社会意識分科会の調

図書紹介『被差別部落の民俗伝承 大阪』

埋葬地のアンコ・ウグイ竹

松原右樹（大阪府立伯太高校）

査報告が掲載されていないため、部落民の意識構造をうかがい知ることができなかつたのが、心残りといえ

型として、毒殺された小栗の靈魂が古塚の他人のムクロを借りて復活するという話を想定している。なるほど小栗判官の埋葬地と蘇生転生の地とが異なるという不思議な伝承も、

ヨウ・サンギ)の形となる。三本の丸竹を三つ又またに組み合わせ又銃きじゆうのように立てたものである。これでは到底、獣除けの実用に供するわけには

葬送儀礼のさまざまな場面で竹が

である。通常、筥のことをモンドリ

ろう。死体を保護するとともに、餓

竹は他の植物と違って、節と節と

用いられている。摂津地域の中城では葬列の先頭は警護竹という青竹の杖を持ち、ハカミチには竹を割ったものを立てて蠟燭六本をともしたり、また、埋葬地点には竹で囲いをつくり、それをアンコと呼んでいる。アンコは狐などの獣が掘らないよう

モガリ)と称するものの中に、このウグイダケを含めてよいと思われる。つまり、これはモガリ(殯)であり、本来は竹のもつ青々と成長する生命力・呪力によって死者の靈魂

鬼靈などが入って生き返ることを防ごうとしたわけである。それがウグイダケの形態となったのであろう。餓鬼靈の存在などが分からなくなると、竹囲いは、獣から死体を食い

の間に空洞をもち、そこから、かぐや姫・竹の子童子・竹の子太郎・竹姫などの不思議な出生が語られるのは、それが神の依り代よりしろであり、豊かな靈力をもつ生命体そのものであったからである。葬家の表口おもてぐちに二本の青竹を斜十字に組み立てて、モガリというなど、竹と死者との関係は深い。広島では竹を植えたハナワ(高い地所)がかつての刑場であり、そこをタケノハナと称している。刑場に竹矢来を組むのも、重罪人を護送するのに円筒形の竹籠たけかご(唐丸籠)を用いたのも、竹の靈力・呪力と無関係ではあるまい。

泉州地域の下瓦屋しもがわらやや榿井では、棺を埋めた所のぐるりに丸竹を立て、縄で縛って囲いをつくり、これをウグイダケと称している。

カリモ(仮喪)の倒置であるという。現在の通夜は、そのカリモの形式化したものに他ならない。

竹囲いではなく、竹を弓なりに曲げて縦横十文字に四方に挿すことを、ハジキダケ・狼ハジキ・シシハジキ・イヌハジキ・イヌヨケなどと称する

ところも多い。

アンコといい、ウグイダケといい、いずれも独特な民俗語彙といえる。

しかし、蘇生・復活を祈るといっても、ナキガラ(亡骸)はすでに魂

の抜け去った空の器と化しており、どのような得体の知れぬ精霊や魔性のモノがそれに侵入しようとするかも知れぬ。折口信夫は説経小栗の原

とところで、ウグイダケの最も簡略

という、魚を捕る道具の筥かごのこと

で、割り竹をかご状に編み、入った

魚が出られないように工夫したもの

魚が出られないように工夫したもの

も知れぬ。折口信夫は説経小栗の原

で素朴なのが、サギツチヨ(サギチ